

(1)対応済みのもの

構造特区第1次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
4406	地方公共団体の一般職員の任期付採用条件の拡大	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律は、専門的な知識経験等を有する者の採用の一層の円滑化を図るために、従来の採用の方法に加えて特例的な採用の方法を設けた法律であり、同法に基づく採用以外の方法によっても多様な人材の公務への活用は可能である。	地方公共団体の一般職員の任期付採用条件の拡大	総務省	自治行政局公務員部公務員課	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正(平成16年法律第85号)により措置。	平成16年8月1日	03-5253-5111(代表)
5030	コミットメントライン(特定融資枠契約)に関する規制緩和	特定融資枠契約に関する法律の適用対象となる借り主の拡大の可否について、同法を共管する金融庁や関係各方面と共同して検討を行い、「特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律」が平成13年6月29日に公布・施行された。これにより、これまで同法の適用対象とされていた株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条に規定する株式会社の他、①資本の額が3億円を超える株式会社、②証券取引法による監査証明を受けなければならない会社、③特定債権等譲受業者、④特定目的会社等に拡大されている。	コミットメントライン(特定融資枠契約)に関する規制緩和	法務省	①民事局参事官室 ②刑事局刑事課	資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成23年法律第49号)により、特定融資枠契約に係る手数料が利息制限法及び出資法の「みなし利息」の適用除外になる借り手の範囲について、一定の中堅企業(資本金の額にかかわらず純資産額10億円超の株式会社)や資産の流動化のために使われる合同会社等にまで拡大された。	平成24年4月1日	法務省:03-3580-4111(代表) 金融庁:03-3506-6000(代表)
12304	ナンバープレート(自動車登録番号標)の登録規制の緩和	自動車の新規登録の申請は、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長に対し行なうこととなっている。	ナンバープレート(自動車登録番号標)の登録規制の緩和	国土交通省	自動車局自動車情報課	提案主体である愛知県は、現在OSS稼働地域であるため、対応済み。	平成17年12月	03-5253-8111(代表)

構造特区第2次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
0401050	地方公務員の体職の特例	職員は、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、体職されない。	職員の能力開発等のための自主体職を認めることにより、公民の人材交流を活発にし、市民の行政運営への参画機会を増やす。地方公務員法第28条の規定により、職員はその意に反した体職しできない仕組みとなっている。当該規定に特例を設け、自主的な能力開発等のための自主的な体職を可能とする。	総務省	自治行政局公務員部公務員課	地方公務員法の一部改正(平成19年法律第46号)により、自己啓発等休業を法定し、大学等課程の履修等のための職員の希望による休業制度について措置。	平成19年8月1日	03-5253-5111(代表)
0401130	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条の任期付採用の要件の拡大	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条においては、「専門的な知識経験又は優れた識見を有する者」について、要件に該当する場合に任期付採用ができることとされている。	人口構造の変化に対応し、行財政基盤の強化と自治能力の向上を目的として、歳出に占める総人件費を抑制するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条で専門的知識又は優れた識見を有する者と定められている事項について地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第1条中「有する者」を「有する者等」に改める。第3条第1項中「有する者」を「有する者等」に、「識見を一定」を「識見等を一定」に改め、同条第2項中「専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において」を削り、同項第3号中「に準ずる場合として」を「のほか、地域の実情に応じて」に改めることにより、地方自治体の実情に応じて任期付で職員を採用できるようにする。	総務省	自治行政局公務員部公務員課	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正(平成16年法律第85号)により一定の場合に任期付職員又は任期付短時間勤務職員を採用できるよう措置。	平成16年8月1日	03-5253-5111(代表)
0801710	大学設置の際の借入金の容認	大学の設立に当たっては一定の資金が必要である	学校法人としてすでに実績のある学校法人が設立する私立大学の場合、その設立資金に一定基準の借入金を認めていくことにより、産官学連携事業を推進するため私立学校法第25条、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準により、私立大学設置には、申請時において、全て自己資金から支出しなければならないと定められている事項について学校法人として、既に経営基盤を築き実績のある法人や、自治体誘致などで「公私協力」のもとでの大学設置を計画する学校法人に対しては、一定基準の借入金を容認する	文部科学省	高等教育局私学部私学行政課	学校法人が大学等を設置する場合の設置経費の財源等については、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」を改正し、法人新設でない場合、設置経費等を上回る自己(余裕)資金を保有していれば、設置経費の半分までの借入金を認めたことにより措置済(平成16年3月)。	平成16年3月	03-5253-4111(代表)
0900500	市が低体重児の届出先となり、未熟児の訪問指導を実施できるようにすることの容認	低体重児が出生したときは、その旨を都道府県、保健所を設置する市又は特別区に届けなければならないとされている。また、都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長は、未熟児について、養育上必要があると認めるときは、医師等をして、その未熟児の保護者を訪問させ、必要な指導を行わせることとされている。		厚生労働省	雇用均等・児童家庭局母子保健課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により母子保健法(昭和40年法律第141号)を改正し、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導等について、都道府県、保健所を設置する市及び特別区からすべての市区町村に移譲した。	平成25年4月1日	03-5253-1111(代表)
0901540	医療国家資格取得における単位認定の規制緩和及び修業年限の短縮	養成施設等において既に履修した科目については、免除することができる。		厚生労働省	医政局医事課	養成施設等において既に履修した科目については、免除することができる。	各職種によって異なる	03-5253-1111(代表)
0901750	港湾労働者派遣事業における派遣就業日数規制の緩和	港湾労働法第14条第1項第2号口の規定に基づき厚生労働大臣が定める日数を定める告示で「港湾派遣労働者1人につき、1月当たり5日」と規定		厚生労働省	職業安定局雇用開発課建設・港湾対策室	派遣就業日数の上限を5日から7日に緩和した。	平成16年4月1日	03-5253-1111(代表)
1203600	三大都市圏における用途地域の決定、変更権限の市への委譲	三大都市圏においては、都道府県が用途地域の都市計画の決定権限を有する。	東京都との境界に位置する特異な本市において、良好な街並み形成を図るためには県内はもとより東京都とも均衡がとれた土地利用規制が必要である。また、深刻な経済不況の中、地域の活性化を図るため社会経済等の変化への柔軟かつ速やかな対応も必要である。これらの課題を解決するため、都市計画の原案作成者であり地域の実情を最もよく知り機動的な対応が可能である本市に、都市計画法第15条の規定により、首都圏近郊整備地帯等に指定されている市町村等の用途地域は都道府県が定めることとされている事項について、本市は適用除外とし、首都圏近郊整備地帯等以外の地域と同じく本市に用途地域の都市計画決定権限を付与していただきたく、現行都市計画法施行令を次のように改正していただきたい。 都市計画法施行令(都道府県が定める都市計画)第9条 法第15条第1項第5号の広域的見地から決定すべき地域地区として定めるものは、次に掲げるものとする。 一 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域内の法第8条第1項第1号又は第2号の3に掲げる地域地区。ただし、法第8条の第1項第1号に掲げる地域地区について、省令で定める区域については、除くものとする。	国土交通省	都市局都市計画課	地域主権第2次一括法施行令の公布(平成23年11月)により、三大都市圏の用途地域の決定権限が市町村に移譲されたことにより措置済み。	平成24年4月1日	03-5253-8111(代表)

構造特区第3次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
-------	-----------	-------	-------------	------	--------	-------	---------	------

(1)対応済みのもの

090092	小規模保育所の定員要件の緩和	「小規模保育所の設置認可等について」において、小規模保育所の定員は20名以上とされているところ。	保育所の待機児童解消を図るため、定員に関する規制を緩和し、定員6人以上20人未満の小規模保育所の設置を可能とする。併せて、新設の社会福祉法人に対する不動産の所有に関する規制を緩和し、不動産の賃貸を認めて不動産、特に土地の確保を容易にし、保育所への参入促進を図る。	厚生労働省	雇用均等・児童家庭局保育課	①平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく新制度では、6人以上19人以下の子どもの預かる小規模保育事業について、児童福祉法上で市町村認可事業に位置づけられ、子ども・子育て支援法上の地域型保育給付の対象と位置づけられた。 ②既設法人以外の社会福祉法人が保育所を設置する場合については、都市部等土地の取得がきわめて困難な地域のほか、緊急に保育所の整備が求められている地域については、土地の貸与を受けることが可能となった。	①早ければ平成27年4月予定(子ども・子育て支援新制度の本格施行時。なお、子ども・子育て関連3法は、平成24年8月に成立済み) ②平成16年5月24日	03-5253-1111(代表)
121060	三大都市圏における都市計画決定、変更権限の移譲	三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等及び政令指定都市の区域を含む都市計画区域内においては、都道府県が用途地域を定める。	都市計画法において用途地域の都市計画は市町村が定めることとなっているが、広域の見地から三大都市圏の都市整備区域等と指定都市を含む都市計画区域内については都道府県が定めることとなっている。地方分権を推進するためにも、この三大都市圏等の特例を撤廃されたい。	国土交通省	都市局都市計画課 住宅局市街地建築課	地域主権第2次一括法施行令の公布(平成23年11月)により、三大都市圏の用途地域の決定権限が市町村に移譲されたことにより措置済み。	平成24年4月1日	03-5253-8111(代表)

構造特区第4次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
080490	都道府県の教育委員会との協議及び同意を必要としない学級編制	市町村教育委員会が学級編制を行う際には、あらかじめ都道府県教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。	市町村教育委員会は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第5条に基づく、都道府県教育委員会との協議及び同意を必要としない学級編制ができるものとする。ただし、都道府県教育委員会における人事等の事務を考慮し、決定した内容については、都道府県教育委員会に対する通知を行うものとする。あわせて、同様の観点から同法4条についても都道府県の教育委員会が定めた基準に従いという規定を適用除外とする。	文部科学省	初等中等教育局財務課	平成23年の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、学級編制に関する都道府県教育委員会の関与が見直され、具体的には、市町村立義務教育諸学校の学級編制について市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務付けを廃止し、事後の届出制とするともに、都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、これらの学校の設置者が学級編制を行う際に従うべき基準としての位置づけを改め、標準としての基準とした。	平成24年4月1日	03-5253-4111(代表)
090250	要介護認定の有効期間の延長	要介護・要支援状態の有効期間は、原則6月間・最大12月間である。	介護保険法施行規則で定められている介護保険要介護認定の有効期間を延長するもの。[現状]・新規 原則6か月・更新 原則6か月(12か月まで延長可)[要望]有効期間を被保険者の状態に応じ、・新規 最長12か月まで延長可能・更新 最長24か月まで延長可能とする。	厚生労働省	老健局老人保健課	要介護認定の更新認定については、事務の効率化を図る観点から、平成16年4月より有効期間を最大24か月までとすることを可能とした。要介護認定の新規認定については、平成24年4月より最大12ヶ月までとすることを可能とした。	平成16年4月、平成24年4月	03-5253-1111(代表)
090312	理学療法士による病院等に所属しない医療保険の訪問リハビリテーション事業所の開設の容認	理学療法士及び作業療法士の規定上は、理学療法士が病院又は診療所に所属せず、医師の指示の下に訪問リハビリテーションを行うことは可能。	理学療法士の訪問理学について看護ステーション・病院に所属せずに独立活動を可能にする。	厚生労働省	医政局医事課	理学療法士及び作業療法士の規定上は、理学療法士が病院又は診療所に所属せず、医師の指示の下に訪問リハビリテーションを行うことは可能。	理学療法士及び作業療法士の制定当時より	03-5253-1111(代表)
090430	痴呆対応型共同生活介護と知的障害者グループホームとの併設に伴う台所、食堂、脱衣室、風呂の共用	共同生活住居(以下、「ユニット」という。)における居間、食堂及び台所等については、それぞれ専用の設備でなければならないが、1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても専用の設備としている。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可としている。	〇痴呆対応型共同生活介護と知的障害者グループホームの併設に伴う施設設置基準を緩和することにより、台所食堂、脱衣室、風呂の共用設備とする。	厚生労働省	老健局高齢者支援課認知症・虐待対策防止対策推進室	認知症高齢者グループホームの居室を除く設備については、厚生労働省令で定める基準を十分参酌した上であれば、市町村の条例で設備の共用について規定することにより、利用者の処遇に支障のない範囲で他のサービスの利用者との設備を共用することが可能である。	平成24年4月	03-5253-1111(代表)

構造特区第5次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
0430460	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規制排除	地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、同法施行令第12条の3に規定されている場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。	(仮称)足立区エゾンセンターを国立大学法人東京芸術大学が無償で使用できるよう、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定を除外したい。	総務省	自治財政局財務調査課	地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、旧地方財政再建促進特別措置法第24条の規定を引き継いだ地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条の規定を廃止し、国等への寄附金等の支出について、地方公共団体の自主的な判断に委ねられたことにより措置済み(平成23年11月)。	平成23年11月30日	03-5253-5111(代表)
0430470	地方公共団体から国立大学法人に対する寄附金等の支出制限の緩和	地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、同法施行令第12条の3に規定されている場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項により制限されている地方公共団体から国立大学法人に対する寄附金等の支出について、地方公共団体からの要請に基づき、国立大学法人が新たに学部又は学科を設置する場合、当該設置に要する費用に充てることを目的として、地方公共団体が国立大学法人に寄附金等を支出することを認める。	総務省	自治財政局財務調査課	地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、旧地方財政再建促進特別措置法第24条の規定を引き継いだ地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条の規定を廃止し、国等への寄附金等の支出について、地方公共団体の自主的な判断に委ねられたことにより措置済み(平成23年11月)。	平成23年11月30日	03-5253-5111(代表)
0430730	電子自治体業務の共同アウトソーシングの推進	複数の地方公共団体の業務を電子化した上で共同運用する事業。平成15年度においては電子申請等のいわゆる住民サービス業務系システムを開発し、その成果を(財)地方自治情報センターのプログラムライブラリに掲載し、全国の地方公共団体に向け、無償で提供中。本年度は財務会計等のいわゆる内部管理業務系のシステムについて同様の取組みを行っている。	①システム技術者の育成と雇用を拡大する為、地域IDCを構築する。IDCの当初の需要を満たす為、電子自治体の共同アウトソーシングを受託する。②IDCを運用するSE人材を育成・確保・従事させる為の経済活動として、地域IDCを中核にオープンソース系のソフトウェア研究・開発及びサポート事業の産業振興を行い、東日本の拠点化を目指す。③自治体ERP(統合業務システム)を設計・開発・実証する。当初はワンストップ行政などの住民インターフェースを中心に実施するが、基幹業務へ順次領域を拡大する。④開発・サポート拠点のSE人材を中心に、CG(コンピュータグラフィックス)のコンテンツ生産拠点を形成する。	総務省	自治行政局地域情報政策室	総務省では、地方公共団体の情報システムの集約と共同を推進するため、自治体クラウドの全国的展開に向けた総合的かつ迅速な取組を進めている。平成21年度から平成22年度において「自治体クラウド開発実証事業」を実施し、民間データセンターに市町村の基幹業務システムを集約、共同利用することによる実質的な業務標準化や、制約効果による費用負担の軽減等を実現したほか、サービスの継続運用、住民情報等の安全なバックアップ等の成果を得た。当該開発実証を通じて判明した成果や課題を踏まえた全国展開により、地域におけるクラウドの導入に向けた取組が拡大している。	平成21年度～平成22年度	03-5253-5111(代表)

(1)対応済みのもの

0930690	臨床検査技師による研究目的採血の容認	○医師でなければ、医業をなしてはならない。 ○臨床検査技師は、診療の補助として採血(医師の具体的な指示を受けて行なうものに限る)を業とすることができる。○業として人体から採血することは、医療・歯科医療以外の目的で行われるものであっても医業に該当する。	研究機関が、研究目的で少量(10cc未満)の採血をする場合には、医師の包括的な指導の下に、臨床検査技師若しくは看護師が単独で行えることを容認すること。	厚生労働省	医政局医事課	○臨床検査技師は、診療の補助として採血(医師の具体的な指示を受けて行なうものに限る)を業とすることができる。○業として人体から採血することは、医療・歯科医療以外の目的で行われるものであっても医業に該当する。	臨床検査技師の資格が設けられた当時より	03-5253-1111(代表)
0930700	看護師による研究目的採血の容認	○医師でなければ、医業をなしてはならない。 ○看護師は、診療の補助として採血(医師の具体的な指示を受けて行なうものに限る)を業とすることができる。○業として人体から採血することは、医療・歯科医療以外の目的で行われるものであっても医業に該当する。	研究機関が、研究目的で少量(10cc未満)の採血をする場合には、医師の包括的な指導の下に、臨床検査技師若しくは看護師が単独で行えることを容認すること。	厚生労働省	医政局医事課	○看護師は、診療の補助として採血(医師の具体的な指示を受けて行なうものに限る)を業とすることができる。○業として人体から採血することは、医療・歯科医療以外の目的で行われるものであっても医業に該当する。	保健師助産師看護師法の制定当時より	03-5253-1111(代表)

構造特区第6次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部署課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
040360	地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号の規定の拡張	地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、同法施行令第12条の3に規定されている場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。	国と地方団体の間では、各々の役割に応じた経費負担の原則が定められ、その負担区分に応じ、適正な財源配分が行われているところ。したがって、この負担区分を超えて負担を行うことは、国と地方団体の間の財政秩序を乱すことにつながるもの(地方財政法等参照)。しかしながら、国が、本来自己の負担すべき経費について自発的寄附として地方団体にその負担を転嫁したり、地方団体が国等の機関や施設等を誘致するために国が負担すべき経費を自ら進んで拠出したりする事例が後を絶たなかったため、国と地方団体の間の財政秩序を維持する観点から、法令上地方団体に本来支出義務のない国等に対する出捐行為について、原則禁止することとしたもの。学部・学科を設置し学生に教育を行なう等、国立大学法人において通常行われる研究開発・成果の普及は、国立大学法人の本来的な業務であり、当該業務に要する経費は国立大学法人、ひいては運営交付金や施設費を支出する国が負担すべき経費。このような経費に対する出捐行為は、国と地方団体の間の財政秩序を大きく乱すおそれがある。 なお、「科学技術」は、人文科学等を広く含むものとして運用している。	総務省	自治財政局財務調査課	地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、旧地方財政再建促進特別措置法第24条の規定を引き継いだ地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条の規定を廃止し、国等への寄附金等の支出について、地方公共団体の自主的な判断に委ねられたことにより措置済み(平成23年11月)。	平成23年11月30日	03-5253-5111(代表)
040560	地方公務員の休職の特例	職員は、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されない。	職員の能力開発等のための自主休職を認めることにより、公民の人材交流を活発にし、市民の行政運営への参画機会を増やす。地方公務員法第28条の規定により、職員はその意に反した休職しできない仕組みとなっているが、当該規定に特例を設け、自主的な能力開発等のための自主的な休職を可能とする。	総務省	自治行政局公務員部公務員課	地方公務員法の一部改正(平成19年法律第46号)により、自己啓発等休業を法定し、大学等課程の履修等のための職員の希望による休業制度について措置。	平成19年8月1日	03-5253-5111(代表)
040600	職員の任期を定めた採用の特例	一定の期間内に終了することが見込まれる業務等について、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。	一定期間内に業務終了が見込まれる場合及び一定の期間に限り業務量増加が見込まれる場合に限って3年を限度として任期を定めて採用することができる。	総務省	自治行政局公務員部公務員課	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正(平成16年法律第85号)により一定の場合に任期付職員又は任期付短時間勤務職員を採用できるよう措置。	平成16年8月1日	03-5253-5111(代表)
120210	公営住宅における単身入居の範囲の撤廃(事業主体の裁量化)	公営住宅の入居者は、老人、身体障害者等特に居住の安定を図る必要がある者を除き、同居親族を要する。	公営住宅に単身でも入居できる基準は、公営住宅法施行令で規定されているが、全国一律で定められているので、その基準を撤廃し、事業主体が地域ごとの最適な状況に応じて定められるようにする。	国土交通省	住宅局住宅総合整備課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、公営住宅法を改正し、同居親族要件を廃止したことにより措置済(平成24年4月)。	平成24年4月1日	03-5253-8111(代表)

構造特区第7次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部署課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
0430010	障害者を多数雇用する企業と契約する場合の随意契約範囲の拡大	地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる事由に該当するときに限り、随意契約の方法により契約を締結できる。	地方公共団体が行う調達契約のうち、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の金額基準を超え、かつ第2号から第9号の要件に該当しない場合においても、障害者を多数雇用する企業(障害者を10人以上かつ法定雇用率の3倍の5.4%以上雇用する企業)に対しては、随意契約によることができるものとする。	総務省	自治行政局行政課	障害者雇用促進のための随意契約理由の緩和については、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第410号)により、地方自治法施行令を改正し、障害者支援施設等、シルバー人材センター等又は母子福祉団体と同種の事業を行うものであつて総務省令で定める手続による長の認定を受けた者について、随意契約の相手方とすることを可能としたことにより措置済(平成23年12月)。	平成23年12月26日	03-5253-5111(代表)
0430190	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規制排除	地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、同法施行令第12条の3に規定されている場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。	(仮称)足立区リエゾンセンターを国立大学法人東京芸術大学が無償で使用できるよう、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定を除外したい。	総務省	自治財政局財務調査課	地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、旧地方財政再建促進特別措置法第24条の規定を引き継いだ地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条の規定を廃止し、国等への寄附金等の支出について、地方公共団体の自主的な判断に委ねられたことにより措置済み(平成23年11月)。	平成23年11月30日	03-5253-5111(代表)
0730160	国際海上コンテナの国内利用に係る規制緩和	貨物を詰めて輸入された免税コンテナを、当該貨物の取出国から輸出貨物の詰込地まで通常の経路により運送される間において、国内運送に使用しようとする場合には、あらかじめ税関長に届け出なければならない。	・港湾と高速道路を中心とした競争力の高い物流拠点や物流ネットワークの整備を進めるとともに、物流に係る規制緩和や手続の簡素化を進めることで、北関東地域全体の物流の活性化・効率化を図る。	財務省	関税局監視課	免税コンテナの国内運送への使用については、関税定率法等の一部を改正する法律(平成24年法律第19号)により、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律を改正し、国内運送を制限する条件を廃止するとともに、手続き(事前の届出)を不要としたことにより措置済(平成24年4月)。	平成24年4月1日	03-3581-4111(代表)

構造特区第8次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部署課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
0430090	電子入札の開札時における立ち会い者の撤廃	(一般競争入札の開札及び再度入札)第百六十七条の八一般競争入札の開札は、第百六十七条の六第一項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。	現行法で規定されている入札の開札時における入札者又は当該入札事務に関係のない職員の立ち会いについて、電子入札による場合は、立ち会わせないことができる。	総務省	自治行政局行政課	電子入札の開札時における入札者及び当該入札事務に関係のない職員の立ち会いについては、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第410号)により、地方自治法施行令を改正し、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、これらの者を立ち会わせないことができることとされたことにより措置済(平成23年12月)。	平成23年12月26日	03-5253-5111(代表)

(1)対応済みのもの

0430180	国立大学法人に対する寄附金等の支出の緩和	地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条の規定により、同法施行令第12条の3に規定されている場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。	地方公共団体は、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、国等に対する寄付について制限を受けているが、県有財産の使用料については、総務大臣の同意を要しないものとする。	総務省	自治財政局財務調査課	地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、旧地方財政再建促進特別措置法第24条の規定を引き継いだ地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条の規定を廃止し、国等への寄付金等の支出について、地方公共団体の自主的な判断に委ねられたことにより措置済み(平成23年11月)。	平成23年11月30日	03-5253-5111(代表)
---------	----------------------	--	---	-----	------------	--	-------------	------------------

構造特区第9次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
0420200	地方公務員の非常勤職員にかかる育児休業の適用	職員(非常勤職員等を除く)は、任命権者の承認を受けて、子が三歳に達する日まで育児休業をすることができる。	「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」において「地方公務員」は「地方公務員の育児休業等に関する法律」の適用となるため、育児休業の適用除外とされているが、非常勤職員についてはどちらの法律においても適用除外となるため、民間育児休業法で適用除外とされている「地方公務員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律の適用を受ける地方公務員」に読み替えることにより、非常勤職員を民間育児休業法の適用としようとするもの。	総務省	自治行政局公務員部公務員課	平成22年の地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、一定の非常勤職員について、育児休業を取得できるような措置。	平成23年4月1日	03-5253-5111(代表)
0420290	国立大学法人に対する寄附金等の支出の緩和	地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条の規定により、同法施行令第12条の3に規定されている場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。	地方公共団体は、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、国等に対する寄付について制限を受けているが、県有財産の使用料については、総務大臣の同意を要しないものとする。	総務省	自治財政局財務調査課	地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、旧地方財政再建促進特別措置法第24条の規定を引き継いだ地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条の規定を廃止し、国等への寄付金等の支出について、地方公共団体の自主的な判断に委ねられたことにより措置済み(平成23年11月)。	平成23年11月30日	03-5253-5111(代表)
0620030				外務省	南部アジア部南東アジア第二課			03-3580-3311(代表)
0920130	フィリピン看護師及び介護士受入時の日本語研修をフィリピン国内での実施することの許可	日フィリピンEPAは大筋合意に至ったものの現在も交渉中である。	フィリピン看護師・介護士を受け入れる際の日本語研修を、フィリピン国内の認定施設(TESDA認定)において、日本側のAOTS及び国際交流基金の認定を受けた日本語教師を派遣することにより、可能にし、また海外での日本語検定試験を可能することを提案する。	厚生労働省	大臣官房国際課	協定上の日本語の語学研修に該当する研修は、訪日後研修のみであるが、候補者の受入れ施設での円滑な就労・研修等のため、平成23年度以降に入国するフィリピン候補者に対し、フィリピンでの訪日前研修を実施している。(平成23年度入国組:看護2か月、介護3か月、平成24年度入国組:看護及び介護3か月、平成25年度入国組:看護及び介護6か月)	平成23年3月28日(看護師候補者研修の開始日)平成23年4月11日(介護福祉士候補者研修の開始日)	03-5253-1111(代表)
1120050				経済産業省	通商政策局アジア大洋州課			03-3501-1511(代表)
1020290	鳥インフルエンザの病性検査に用いるHA亜型同定用抗血清の県家畜保健衛生所への提供(鳥インフルエンザの病性検査を県家畜保健衛生所でも実施可能とする)	家畜保健衛生所における検査で発生が疑われた場合、直ちに動物衛生研究所に検体を送付し、迅速に確定検査を実施している。	迅速かつ効率的に高病原性鳥インフルエンザを診断し、早期の防疫措置に着手するため、A型インフルエンザウイルスHA亜型同定用抗血清を県家畜保健衛生所に提供する。	農林水産省	消費・安全局動物衛生課	鳥インフルエンザの検査を都道府県でも実施出来るよう、早期診断体制整備委託事業において、H5亜型とH7亜型の同定が可能な遺伝子検査に必要な試薬等を、都道府県家畜保健衛生所に配布してきたところ。	平成22年度に実現済み	03-3502-8111(代表)
1220100	高齢化が進む公営住宅団地への新婚世帯等の入居促進	公営住宅は「住宅に困窮する低額所得者」に対して供給される住宅であるため、公営住宅法第23条第2号の規定により、公営住宅の入居資格として一定以下の収入であることが要求される(入居収入基準)。入居収入基準は、原則として月収20万円とされているが、高齢者や障害者世帯、小学校就学前の子どものいる世帯等の特に居住の安定を図る必要がある場合には、この入居収入基準を緩和し、月収26万8千円以下で事業主体が条例で定める額とされている。	公営住宅の収入基準の緩和の対象を、現行制度の「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」を「同居者に中学校就学の始期に達するまでの者がある場合」に拡大するとともに、「新婚世帯(夫婦の合計年齢が70歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦世帯)」を新たに対象とする。	国土交通省	住宅局住宅総合整備課	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により、公営住宅法を改正し、入居収入基準の緩和対象を条例に委任し、事業主体が地域の実情に応じて定められるように措置済(平成24年4月)。	平成24年4月1日	03-5253-8111(代表)

構造特区第10次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
040130	障害者を多数雇用する企業との優先契約	(随意契約)第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一・二(略) 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第二十九条に規定する身体障害者更生施設、同法第三十一条に規定する身体障害者授産施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五十条の二第三項に規定する精神障害者授産施設、同法第五項に規定する精神障害者福祉工場、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設、同法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)(において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れの契約、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。 四～九(略)2～4(略)	障害者が健常者と一緒になって働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	総務省	自治行政局行政課	障害者雇用促進のための随意契約理由の緩和については、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第410号)により、地方自治法施行令を改正し、障害者支援施設等、シルバー人材センター等又は母子福祉団体と同種の事業を行うものであつて総務省令で定める手続による長の認定を受けた者について、随意契約の相手方とすることを可能としたことにより措置済(平成23年12月)。	平成23年12月26日	03-5253-5111(代表)
100070	鳥インフルエンザの病性検査に用いるHA亜型同定用抗血清の県家畜保健衛生所への提供(鳥インフルエンザの病性検査を県家畜保健衛生所でも実施可能とする)	家畜保健衛生所における検査で発生が疑われた場合、直ちに動物衛生研究所に検体を送付し、迅速に確定検査を実施している。	迅速かつ効率的に高病原性鳥インフルエンザを診断し、早期の防疫措置に着手するため、A型インフルエンザウイルスHA亜型同定用抗血清を県家畜保健衛生所に提供する。	農林水産省	消費・安全局動物衛生課	鳥インフルエンザの検査を都道府県でも実施出来るよう、早期診断体制整備委託事業において、H5亜型とH7亜型の同定が可能な遺伝子検査に必要な試薬等を、都道府県家畜保健衛生所に配布してきたところ。	平成22年度に実現済み	03-3502-8111(代表)
130020	下水汚泥燃料化物に対する廃棄物該当性の判断の規制緩和、又は再生利用認定制度の適用	リサイクルについても、廃棄物処理法にのっとり行う必要がある。	下水汚泥燃料化物(造粒乾燥物)の再生利用について、製造業に限定された輸送費の取扱いに関する廃棄物該当性の判断(引渡し側が輸送費を負担して経済的損失が生じている場合でも、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降は廃棄物に該当しないこと)を、燃料として利用することについても適用させること、又は再生利用認定制度の対象とすること。	環境省	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)に基づき、廃棄物か否かを判断する際の輸送費の取扱を明確化し、各自治体へ通知した。 「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成25年3月29日付環境産発第13032911号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知) http://www.env.go.jp/recycle/waste/reg/ref/no.13032911.pdf	平成24年度中	03-3581-3351(代表)

構造特区第11次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
-------	-----------	-------	-------------	------	--------	-------	---------	------

(1)対応済みのもの

0420390	障害者を多数雇用する企業との優先契約	第百六十七条の二三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。	障害者が健常者と一緒に働ける環境を普及させるためには、ハードのバリアフリー、グローバルデザインだけでなく、ソフトの面で障害者を受け入れている企業を顕彰し普及させることが重要である。地方自治体や国などが企業から調達しようとする場合に、公平原則だけでなく、こうした障害者に雇用機会を与えている企業を優先して調達することを可能にする。	総務省	自治行政局行政課	障害者雇用促進のための随意契約理由の緩和については、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第410号)により、地方自治法施行令を改正し、障害者支援施設等、シルバー人材センター等又は母子福祉団体と同種の事業を行うものであって総務省令で定める手続による長の認定を受けた者について、随意契約の相手方とすることを可能としたことにより措置済(平成23年12月)。	平成23年12月26日	03-5253-5111(代表)
1320140	環境影響評価の実施の省略又は期間の短縮	環境影響評価法に基づく環境影響評価は、規模が大きく環境影響の程度が著しくなるおそれがある一定規模以上の事業について、地方公共団体・地域住民・専門家など関係者の関与を得て環境への影響を予測し、実行可能なより良い技術の導入により様々な環境要素に及ぼす影響を回避・低減し、環境保全上より良い事業内容にしていくプロセス(手続)であり、事業の実施の前後の負荷の増減に着目して対象事業を定めるものではない。	工業専用地域内に施設する発電所において、発電設備のリブレース(発電設備の更新や火力発電所の燃料転換等)を行う場合、電気事業法及び環境影響評価法(以下「現行法」という)によって、環境アセスメント(以下「環境アセス」という)の実施が必要である。そこで、リブレースの工事計画が、以前の環境影響評価より大幅に低減する場合であって、効率向上より大幅な省エネルギー(以下「省エネ」という。)効果が得られる場合には、環境アセスの省略又は期間の短縮を図りたい。	環境省	総合環境政策局環境影響評価課	環境負荷の低減が図られる火力発電所の改善リブレースについては、平成24年3月に「火力発電所リブレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン」を策定(平成25年3月改定)し、調査・予測に要する期間の大幅な短縮を可能とするための手法を取りまとめた。また、平成25年4月に経済産業省と連携し、国の審査を自治体の審査と同時並行で行う等の運用上の取組により国の審査期間の短縮するなどの方針を取りまとめた。これらにより、これまで3年程度要していた手続を最短で1年強まで短縮することとした。	平成24年度末	03-3581-3351(代表)
1320170	Co2排出権取引について	京都議定書において、削減目標達成に用いることのできる森林吸収量は、2001年に合意されたマラケシュ合意によって国別に上限値が設けられており、我が国は1,300万炭素トン/年とされている。一方、平成17年4月に閣議決定された京都議定書目標達成においては、削減目標6%の達成に向けて、排出側の削減目標が定められているが、我が国国内での森林吸収量からカウントされる排出枠はその全量(すなわち1,300万炭素トン/年分)を我が国の目標達成のために用いることとしている。	森林によるCo2吸収量をCo2排出量に換算し、その権利を森林管理者に認めるシステムと、その販売に関するシステムの構築。	環境省	地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	我が国国内での森林吸収量は、年間1,300万炭素トン(3.8%)を上限として京都議定書の目標達成に活用することが認められており、京都議定書目標達成計画に基づき、林野庁を中心として森林吸収量の確保のための森林整備等の事業を進め、1,300万炭素トンの全量を我が国の目標達成のために織り込んでいるところ。国内の森林吸収量を排出量取引制度における企業の目標達成に用いた場合、既に国が京都議定書の目標達成に用いることとしているものを、企業等が重複して使用することとなるため、森林吸収量の価値をダブルカウントすることとなる。したがって、国内の森林吸収量を排出枠として取り引きできるようにすることは難しい。一方、環境省では、間伐等の森林管理による森林の吸収量等を、企業等の自主的なカーボン・オフセットに用いられるオフセット・クレジット(J-VÉR)として認証する「オフセット・クレジット(J-VÉR)制度」を平成20年11月に創設し運営しているところ。本制度により、間伐等の森林管理による吸収量をクレジット(J-VÉR)化し、カーボン・オフセットを実施する企業等に販売することが可能となっているところ。この企業等のJ-VÉR購入資金が、森林管理等を行った森林所有者等に還元することになり、地球温暖化対策と地域活性化を同時に実現することができる。なお、本制度により創出されるJ-VÉRについては、京都議定書目標達成計画に基づく当該企業の目標達成には使用されるものではないため、ダブルカウントによる問題は発生しないと考えられる。	平成20年11月	03-3581-3351(代表)

構造特区第12次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
110050	自然エネルギー拡大における、電力の固定価格買取制度の導入	電気事業者(東京電力等一般電気事業者、PPS特定電気事業者)に対して、一定量の新エネルギーで発電した電気を利用することを法律で義務付けている。	自然エネルギーの買取制度において、固定価格買取制度を導入して自然エネルギーの普及をすべきである。	経済産業省	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課	本項については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)により、固定価格買取制度が開始したことにより措置済み。	平成24年7月	03-3501-1511(代表)
120120	「鉄道の連続立体化に関わる採択基準の柔軟化」について	・連続立体交差事業の新規事業採択時評価の実施に当たっては、学識経験者等から構成される委員会の審議等を踏まえて定められた連続立体交差事業に関する「客観的評価指標」及び「費用便益分析マニュアル」、道路事業・街路事業に係る総合評価要綱に基づき行うこととしている。・客観的評価指標において、事業採択の前提条件を確認するための指標として、事業の効率性を評価する観点から、「便益が費用を上回っていること」を定めている。また、総合評価要綱においても、事業採択の前提条件は、事業採択にあたって最低限満たすべき項目であり、便益が費用を上回っていることなどの円滑な事業執行の環境が整っていることを確認することとしている。・費用便益分析マニュアルにおける算出にあたっては、連続立体交差事業は、踏切除却や新たな道路整備等により、自動車交通の円滑化等街路事業と同様な効果が発生するほか、踏切事故の解消による安全性の向上や地域の分断が図られるとともに、駅周辺の市街地整備との一体的整備により、まちづくりへの効果も大きい。これらの効果のうち、現時点における知見により、十分な精度で計測が可能でかつ貨幣換算が可能である「移動時間短縮」、「走行経費減少」、「交通事故減少」の項目について、道路投資の評価手法として定着している社会的余剰を計測することにより便益を算出している。	地域特性を活かした良好なまちづくりの推進のため、連続立体化事業に関わる、「都市における道路と鉄道との連続立体化に関する要綱及び同細目」に基づく、「採択基準の柔軟化(費用便益基準の柔軟化等)」を提案する。	国土交通省	都市局街路交通施設課	連続立体交差事業については「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱及び同細目要綱」で規定されている連続立体交差化の定義に合致する事業であれば、地方公共団体の判断において、社会資本総合整備計画に位置づけることにより、社会資本整備総合交付金を活用し、事業を行うことができる。	平成22年4月1日	03-5253-8111(代表)

構造特区第13次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
1120030	グリーン電力証書が算定できるように温暖化対策法の緩和	対象事業者は、事業活動に伴う温室効果ガス排出量を算定し、報告することとされている。	温暖化対策法においては、温室効果ガスを一定以上排出する事業者等に対して、温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられているが、その温室効果ガス排出量の算定にグリーン電力証書の購入量を算定可能とする。	経済産業省	産業技術環境局環境ユニット環境経済室	グリーンエネルギー(グリーン電力)証書の温対法算定・報告・公表制度(算定制度)への活用については、昨年、当該証書のCO2削減効果を確認する「グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会」を立ち上げ、委員会にて認証されたCO2削減相当量を算定制度における「調整後温室効果ガス排出量」から控除できることとしたことで、措置済み。	平成24年4月	03-3501-1511(代表)
1320060				環境省	地球環境局地球温暖化対策課			03-3581-3351(代表)

構造特区第14次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
090170	生協の貸付事業の県域規制の緩和	消費生活協同組合は、職域による消費生活協同組合であってやむを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会を除いて、都道府県の区域を超えて設立することができない。ただし、地域による消費生活協同組合は、供給事業の実施のために必要がある場合には、主たる事務所所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として設立することができる。	岩手県で行なわれている信用生協の相談と貸付事業を隣接する青森県でも実施できるよう県域規制の緩和を要望します。	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	生協の貸付事業の県域規制の緩和については、地方公共団体の協力を得るなど一定の要件を満たせば、隣接都府県等までの区域拡大ができるよう省令の改正を行った。	平成22年5月	03-5253-1111(代表)
090230	共生型グループホーム・ケアホームを実施する場合の利用定員要件の緩和	障害者自立支援法の共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所の入居定員については、当該事業所の定員を4人以上とし、事業所は一定の範囲内に1以上の住居を有するものとしている(複数住居を有する場合、住居の最低定員は2人)。	介護保険法の認知症対応型共同生活介護事業所で障害者自立支援法の共同生活介護及び共同生活援助を行う場合は、双方の利用定員を合算して4名以上であれば差し支えないこととする。	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	共同生活介護事業所及び共同生活援助事業所の「共同生活住居の入居定員の合計」に関する基準については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、都道府県が条例を定める際の「参酌すべき基準」と整理されたところ。	平成24年4月	03-5253-1111(代表)

(1)対応済みのもの

構造特区第16次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
040040	ふるさと納税に係る私人への公金取扱いの緩和	◇地方自治法(昭和22年法律第67号) (私人の公金取扱いの制限) 第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。 ◇地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) (歳入の徴収又は収納の委託) 第百五十八条 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。 一 使用料 二 手数料 三 賃賃料 四 物品売払代金 五 賃付金の元利償還金 2~4 (略)	現在ふるさと納税の収納事務については、地方自治法及び地方自治法施行令により私人に委託できないことになっている。 ふるさと納税利用者の利便向上及びふるさと納税の促進のために、収納事務を私人に委託できるよう緩和措置を求める。	総務省	自治行政局行政課	ふるさと納税に係る私人への公金取扱いについては、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第410号)により、地方自治法施行令を改正し、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金が追加されたことにより措置済(平成23年12月)。	平成23年12月26日	03-5253-5111(代表)

構造特区第17次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
040050	障害者雇用促進のための自治体随意契約理由の緩和	◇地方自治法施行令(昭和二十二年政令第16号) (随意契約) 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをとするとき。 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをとするとき。 三 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。))において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び高齢福祉法(昭和二十九年法律第百二十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 九 落札者が契約を締結しないとき。 2~4 (略)	自治体が、継続して障害者雇用調整金等の支給を受ける事業主である営利法人を契約の相手方にしようとする場合であつて、その契約内容が、当該営利法人の事業で法定雇用障害者数を大幅に上回って身体障害者又は知的障害者を雇用する事業部門に関するものであるときは、当該契約を随意契約によることができることとする。	総務省	自治行政局行政課	障害者雇用促進のための随意契約理由の緩和については、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第410号)により、地方自治法施行令を改正し、障害者支援施設等、シルバー人材センター等又は母子福祉団体と同種の事業を行うものであつて総務省令で定める手続による長の認定を受けた者について、随意契約の相手方とすることを可能としたことにより措置済(平成23年12月)。	平成23年12月26日	03-5253-5111(代表)
040230	地方公共団体による国立大学法人等への助成等に関する制限の一層の緩和	地方公共団体による国立大学法人等(以下、大学等)への助成等については、当該大学等が行う新たな研究の実施等に当たっては、所与の条件を満たせば、総務大臣との同意を得れば寄附等を行うことは可能であるが、当該大学等が通常業務に要する経費を寄附等することは認められていない。	大阪市内への研究開発機能の集積促進のため、国立大学法人等の通常業務に要する経費も助成の対象としたい。	総務省	自治財政局財務調査課	地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)により、旧地方財政再建促進特別措置法第24条の規定を引き継いだ地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条の規定を廃止し、国等への寄付金等の支出について、地方公共団体の自主的な判断に委ねられたことにより措置済み(平成23年11月)。	平成23年11月30日	03-5253-5111(代表)
120180	移動支援ロボットの公道(歩道および車道)上における実証実験等の実施	原動機により陸上を移動することを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないものは、道路運送車両法上、原動機の定格出力の大小に応じて、自動車又は原動機付自転車の道路運送車両となる。	一定の要件を満たす搭乗型の移動支援ロボットについて、電動アシスト自転車など同様の軽車両として、スムーズな移動が可能となるよう車道内の走行について実証実験できるよう求めたい。	国土交通省	自動車局技術政策課	搭乗型移動支援ロボットの公道走行実証実験については、構造改革特区制度における「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」において、原動機の定格出力の大小に応じて、自動車又は原動機付自転車に区分し、一定の自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道において、公道走行実証実験を実施している。	平成23年3月	03-5253-8111(代表)
120200	電気(EV)ミニカーの乗車人員の規制の緩和と型式指定手続きの簡素化	国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により自動車をその型式について指定する。(道路運送車両法第75条) 原動機付自転車の範囲及び種別について、内燃機関を原動機とするものは総排気量により、内燃機関以外のものを原動機とするものは定格出力により区分(道路運送車両法施行規則第1条)	EV車の普及促進、EV産業振興の観点から、2人乗り規制の緩和及び型式指定手続きの簡素化を求める。	国土交通省	自動車局技術政策課 自動車局審査・リコール課	道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示(平成25年国土交通省告示第83号)により、軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車(超小型モビリティ)について、一定の条件を付した上で、軽自動車の安全基準を一部基準緩和することにより公道走行を可能とする認定制度を創設した。 また、本制度を活用した超小型モビリティの先導的・試行的導入により、社会受容性を高めることで、将来的な保安基準等の見直し等(第二種原動機付自転車等の区分も含む)について検討するに当たっての参考とする。	平成25年1月	03-5253-8111(代表)
120350	都市計画権限の改革	都市計画は、一の市町村の区域を越えて影響を及ぼすような広域的・視線的なものを除き、原則として、地域の実情に通じた基礎的自治体である市町村が定めるべきとの考え方により、決定の権限を広域自治体である都道府県と基礎自治体である市町村に役割分担がなされているところ。 また、指定都市については、その区域を超えて特に広域の見地から決定すべきものを除き、都道府県並みの決定権限が与えられている。	広域的な都市計画は広域自治体の権限に、地域に密着した都市計画は基礎的自治体の権限に明確に区分	国土交通省	都市局都市計画課	地域主権第2次一括法の公布(平成23年8月)により、都道府県決定とされていた都市計画の一部の決定権限が市町村又は指定都市に移譲されたことにより措置済み。	平成24年4月1日	03-5253-8111(代表)
120360	河川を利用した「地域主体のまちづくり」が可能となる占用許可準則の緩和(民間事業者の活用を認める区域指定権限の移譲、占用主体の緩和)	河川敷地占用許可準則の特例措置として、協議会等による地域の合意形成等の要件を満たしているとして指定した区域内で、民間事業者が飲食店、オープンカフェ等を公的機関との契約により設置することなどを実施している。 また、都市公園に設けられる建築物の建ぺい率について上限が定められている。	地域に応じた都市の魅力や賑わいの創出を積極的に図るため、公共空間(河川・道路・公園など)において、民間事業者による飲食店などの利用を促進することにより、一定のルールの下、占用(使用)許可基準を緩和する。	国土交通省	水管理・国土保全局水政課 水管理・国土保全局河川環境課	河川空間のオープン化につき、「河川敷地占用許可準則」を改正(平成23年3月)し、制度環境を整備した。	平成23年3月8日	03-5253-8111(代表)
120370	道路予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的外への転用制限の緩和	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、賃し付け等を行うことはできない。ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	自治体の保有する道路予定地などのいわゆる塩漬土地について、民間活力による土地活用を促すため、暫定的な転用については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(適法法)」の運用を一部緩和する。	国土交通省	水管理・国土保全局総務課 水管理・国土保全局下水道部下水道事業課	暫定的な目的外使用により得られた収益については、当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、国庫返納を不要とした。	平成23年度	03-5253-8111(代表)

構造特区第18次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
-------	-----------	-------	-------------	------	--------	-------	---------	------

(1)対応済みのもの

0420070	障害者雇用促進のための自治体随意契約理由の緩和	<p>◇地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (契約の締結) 第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。 3~6 (略)</p> <p>◇地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) (随意契約) 第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 三 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十二項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。))において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 九 落札者が契約を締結しないとき。 2~4 (略)</p>	自治体政策目的による随意契約の要件に、法定雇用障害者数以上の障害者雇用を複数年次にわたり継続して達成している一般事業主が行う事業でその事業に使用される者が一定数以上の障害者であるものに業務を委託する契約を加えるよう緩和する。	総務省	自治行政局行政課	障害者雇用促進のための随意契約理由の緩和については、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第410号)により、地方自治法施行令を改正し、障害者支援施設等、シルバー人材センター等又は母子福祉団体と同様の事業を行うものとして総務省令で定める手続による長の認定を受けた者について、随意契約の相手方とすることを可能としたことにより措置済(平成23年12月)。	平成23年12月26日	03-5253-5111(代表)
0720040	地域の特産物である海産物(水産加工食品)を用いた酒類の製造免許に係る要件緩和	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。一年間の酒類の製造見込数量が一定量(リキュールは6キロリットル)に達しない場合には、製造免許を受けることができない。	特区の特例措置において、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を取得した場合には、一定の条件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げられているが、地域の特産物は農産物に限られている。離島である本市の特産物としてはワカメが伝統的であり、現在干しワカメを使用したりリキュールの研究に取り組んでいる。海産物(水産加工食品)においても、農産物と同様に一年間の製造見込数量が一定量に達しない場合の要件緩和を求める。	財務省	主税局税制第二課	構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成24年法律第73号)において、特産酒類(リキュール)の原料の範囲に現行の地域の特産物である農産物に加え、地域の特産物である水産物及びこれらの加工品を追加する措置を行っている(平成24年9月)。	平成24年9月5日	最寄りの税務署
1220420	下水道事業予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的外への使用制限の緩和	補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定められている財産(不動産等)は、各省各庁の長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸し付け等を行うことはできない。ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じることにより補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各庁の長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。	下水処理場における将来建設用地などの事業予定地等について、民間活力による土地活用を促すため、暫定的な使用については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(適化法)」の運用を一部緩和する。	国土交通省	①水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 ②水管理・国土保全局総務課	① 下水道処理場等の事業予定地について、暫定的な目的外使用を以て、地域の課題解決や地域の活性化・賑わいづくりを図ることができるよう、目的外使用に係る承認基準の見直しを行った。 ② 暫定的な目的外使用により得られた収益については、当該補助事業箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、国庫返納を不要とした。	① 平成22年度 ② 平成23年度	03-5253-8111(代表)

構造特区第19次提案募集で提案されたもの

管理コード	要項事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
090240	複数医療機関間で一括治験受託	治験実施医療機関は、GCP省令第35条において1)十分な臨床観察及び試験を行う設備及び人員を有している 2)緊急時に被験者に対して必要な措置を講ずることができる 3)治験責任医師等、薬剤師、看護師その他治験を適正かつ円滑に行うために必要な職員が十分に確保されていることを条件とし、治験の依頼をしようとする者が治験の実施が可能と判断した実施医療機関との間で、GCP省令第13条に基づき委託の契約が締結される。	治験は医薬品メーカーが開発医薬品の安全性、有効性、使用方法、使用用量等を人体で調査する為、医療機関に依頼してその試験を行っているが医薬品メーカーは試験薬の公平性等を保つため1ヶ所の医療機関で被験者が4~5例以上の試験が可能な医療機関を選定している。地方の中、小の医療機関では症例適用要件に適合する被験者が1~2症例と少ない医療機関が多く、これが地方の医療機関で治験が進まない原因となっている。この状況を踏まえ「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」第6条の医療機関の選定の範囲を治験特区については特例を設けて中小医療機関での臨床試験の促進を図ることとする。	厚生労働省	医薬食品局審査管理課	平成24年12月28日にGCP省令の改正、GCP運用通知の廃止及びGCP運用ガイドラインの発出を行い、臨床研究中核病院等を中心としたネットワークが窓口となり、複数の医療機関が連携して治験を行うことが可能であることは明示している。例えばネットワークの共同事務局は、ネットワークの代表者・事務局、各実施医療機関の長及び治験依頼者等の関係者の合意があり、各々の役割や責任が明確であれば、治験の契約を一元的に行うことも可能であり、被験者組み入れの迅速化や組み入れ数の増加が期待される。	平成24年12月28日	03-5253-1111(代表)
100030	農地利用集積円滑化団体の民間開放	農地利用集積円滑化事業は、大きく分けて ① 売買、貸借の仲介を通じて自ら農地の権利主体となる農地売買等事業と、 ② 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売り渡し、貸付け等を行う農地からなっている。このうち、 ア ①の農地売買等事業を行う団体については、売買、貸借の仲介を通じて自ら農地の権利主体となることから、農地法の農地取得の許可の特例であることを踏まえ、市町村、農業協同組合又は市町村公社に限定しているところであるが、 イ ②の農地所有者代理事業のみを行う団体については、上記に加え、非営利法人や営利を目的としない法人格を有しない団体も事業実施主体となることが現行制度上も可能。	新規就農者の育成事業、食料生産事業を行う株式会社等による農地の売買、貸借等の調整活動が可能となるよう、営利目的の如何を問わず民間事業者が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める。	農林水産省	経営局農地政策課	農地所有者代理事業に関する事務について、判断行為(賃貸借契約の締結等)を除き、準備行為(貸し手及び受け手候補者の調査・意向把握等)及び事実行為(相談窓口の設置等)を対象として、農地利用集積円滑化団体(以下「円滑化団体」という。)から民間企業への事務委託を可能とするよう措置すること。このため、円滑化団体から民間企業への事務委託を可能とする通知改正を行い、全国的に民間企業への事務委託が可能である旨の周知徹底を図る。	平成25年4月	03-3502-8111(代表)
120060	小規模水力発電の導入に係る水利占用許可申請の簡素化	水力発電規模の大小にかかわらず、河川の流水を占用するためには、河川法第23条に基づき、許可を得なければならない。二級河川における発電を目的とする流水の占用は、特定水利使用としての許可に当たって国土交通大臣の同意が必要である。	灌漑用水などの水利使用に従属する小規模発電目的の水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、大臣同意を要する「特定水利使用」の対象外とする。	国土交通省	水管理・国土保全局水政課 水利調整室 水管理・国土保全局河川環境課流水管理室	水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成25年法律第35号)により、既許可の他の水利使用のために取水した流水等のみを利用する発電(従属発電)について、許可制に代えて登録制を導入する。 なお、登録制においては、大臣同意は不要となる。	平成25年内施行予定	03-5253-8111(代表)
120090	発電水利権における使用水量等に応じた水利使用区分の設定	発電を目的とする河川の流水の占用は、河川からの取水の量や水力発電規模の大小にかかわらず、全て「特定水利使用」に区分されており、一級河川の指定区間(都道府県知事管理)であっても、発電を目的とする流水の占用するためには、河川法第23条に基づく許可を国土交通大臣より得なければならない。また、二級河川における発電を目的とする流水の占用を都道府県知事が許可しようとする場合には、都道府県知事は国土交通大臣の同意が必要である。	発電水利権に関して、かんがい用水と同様に、河川区分、最大取水量や発電規模に応じた水利使用区分(「特定水利使用」、「準特定水利使用」、「その他」とする)とする。	国土交通省	水管理・国土保全局水政課水利調整室 水管理・国土保全局河川環境課流水管理室	水利使用区分については、「河川法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第17号)」により、河川法施行令を改正し、発電規模に応じた水利使用区分とすることで実施済み(平成25年4月1日施行)。	平成25年4月1日施行	03-5253-8111(代表)
120270	ミニカー超、軽自動車未満の新カテゴリー車(乗車定員2名、定格出力15kW以下の超小型電動車両)に係る、公道(高速道路以外の道路、いわゆる一般道路)上における実証実験の実施	原動機付自転車の範囲及び種別について、内燃機関を原動機とするものは総排気量により、内燃機関以外のものを原動機とするものは定格出力によって区分している(道路運送車両法施行規則第1条)。 現状の道路運送車両法施行規則第1条の規定により、定格出力が0.6kw以下の四輪自動車は原動機付自転車(ミニカー)とし、0.6kwより大きい定格出力を有するものは軽自動車の保安基準を遵守する必要がある。	原付自転車寸法(全長×全幅×全高 2.5×1.3×2.0m)枠内で、ミニカー超、軽自動車未満の新カテゴリー車の創出(乗車定員2名、定格出力15kW以下の超小型電動4輪車を原付第二種として設定すること)に向けて、国土交通省事業「環境対応車を活用したまちづくり実証実験」などを念頭に、新カテゴリー車について円滑な交通流の確保と車両の安全性、社会的受容性などを公道(高速道路以外の道路、いわゆる一般道路)上で検証したいので、当該車両の公道走行を認めて欲しい。	国土交通省	自動車局技術政策課 自動車局環境政策課	道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示(平成25年国土交通省告示第83号)により、軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車(超小型モビリティ)について、一定の条件を付した上で、軽自動車の安全基準を一部基準緩和することにより公道走行を可能とする認定制度を創設した。 また、本制度を活用した超小型モビリティの先導的・試行的導入により、社会受容性を高めることで、将来的な保安基準等の見直し等(第二種原動機付自転車等の区分も含む)について検討するに当たっての参考とする。	平成25年1月	03-5253-8111(代表)

(1)対応済みのもの

120360	第二種原動機付自転車に(電動四輪)規格を追加し、実証実験特区を設定する。	原動機付自転車の範囲及び種別について、内燃機関を原動機とするものは総排気量により、内燃機関以外のものを原動機とするものは定格出力によって区分している(道路運送車両法施行規則第1条)。 現状の道路運送車両法施行規則第1条の規定により、定格出力が0.6kw以下の四輪自動車は原動機付自転車(ミニカー)とし、0.6kwより大きい定格出力を有するものは軽自動車の保安基準を遵守する必要がある。	第二種原動機付自転車(電動四輪)を追加し、モータ定格出力を5kwに、乗車定員を2名とし、輸送機器産業の集積地である浜松市および周辺地域を実証実験特区とする。	国土交通省	自動車局技術政策課 自動車局環境政策課	道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示(平成25年国土交通省告示第83号)により、軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車(超小型モビリティ)について、一定の条件を付した上で、軽自動車の安全基準を一部基準緩和することにより公道走行を可能とする認定制度を創設した。 また、本制度を活用した超小型モビリティの先導的・試行的導入により、社会受容性を高めることで、将来的な保安基準等の見直し等(第二種原動機付自転車等の区分も含む)について検討するに当たっての参考とする。	平成25年1月	03-5253-8111(代表)
120370	ガソリンに関する燃料の規格の緩和	自動車燃料の規格は、大気汚染防止法、道路運送車両法及び揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「品確法」という。)の3法律においてそれぞれ規格を定めているものであるが、道路運送車両法及び品確法での燃料規格は、大気汚染防止法第19条第1項及び第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものである。大気汚染防止法においては、大気汚染防止の観点から、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率1.3%までを規定している。また、品確法及び道路運送車両法においては、この大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度に基づくとともに、加えて安全性確保の観点から、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%(B5)までと規定している。 大気汚染防止法においては、同法に基づく自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度を定めており、エタノール分に係る規格については、含酸素率1.3%までと規定しており、許容限度以上にバイオ燃料が混合された燃料については、これに対応していない車両に使用した場合は大気汚染への影響があることから、認められていない。 品確法においては、国民生活との関連が深い石油製品である揮発油、軽油、灯油及び重油について、消費者の利益を保護することを目的として、石油製品の品質の確保等についての措置を講じている。同法においては、大気汚染防止法第19条の2第1項の規定を踏まえて規格を制定しているものであるが、車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題がない燃料性状を規格として規定しており、バイオ燃料の混合濃度については、ガソリンについてはエタノール3%(E3)まで、軽油については脂肪酸メチルエステル5%(B5)までと規定している。 エタノール含有量については、一般車両に高濃度アルコール燃料を導入した場合に金属腐食及び火災のおそれがあるため、一般車両に使用して安全性上問題のない燃料として3%上限を規定しているものである。また、バイオディーゼルの含有量については、混合率5%を超える燃料については、実際に車両に対する不具合も報告されており、このような燃料を使用し公道走行することは車両安全性及び大気汚染防止の観点から問題があることから、5%上限を規定しているものである。したがって、同法の規格を越えたバイオ燃料混合燃料の使用・販売は安全性及び大気汚染防止の観点から認められていない。 一方で、バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、同法において、自動車の安全性や管理体制等を確保することを要件としての規格外燃料の公道使用の認定制度(試験研究認定制度)を実施しており、これによって、試験研究として規格外燃料の使用は可能である。 なお、高濃度エタノール混合燃料試験研究については、現時点では、北海道とから財団や大阪府においてバイオエタノールを10%混合したガソリン(E10)の試験研究認定を3年計画で取得し実施しているところ。 道路運送車両法においては、大気汚染防止法第19条の2第1項の規定を踏まえて燃料規格を制定しているが、E3を超えるバイオエタノール混合燃料を一般車両に使用した場合、安全性及び大気汚染防止の観点から問題があり得ることから、E10は、大気汚染防止法に基づく燃料性状等許容限度や品確法に基づく揮発油強制規格において、一般の自動車燃料として使用することが認められていない。また、同様な考えに基づき、国土交通省所管の保安基準細目告示においてもE10燃料規格及びそれを前提とした安全上、環境上の技術基準が定められていない。 しかしながら、バイオ燃料混合量の更なる高濃度化への対応の必要性を踏まえて、国土交通省では、平成19年10月に自動車の安全性等を確保することを要件としてE10対応車の技術指針を定め、大臣認定による試験走行を可能とする制度を実施しており、この制度を用いることにより、試験研究として規格外燃料の使用は可能である。現在、北海道のとから財団や大阪府において3カ年にわたる試験研究実証が実施されている。	ガソリンに係る燃料の規格について、エタノールが容量比3%以下とされているところ、10から20%以下まで引上げを求めている。	国土交通省	自動車局環境政策課	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成24年国土交通省告示第384号)により、E10対応ガソリン車に係る燃料の規格等を定め、E10対応ガソリン車が市場に導入されるための環境を整えた。	平成24年3月	03-5253-8111(代表)
130160				環境省	水・大気環境局総務課環境管理技術室	平成22年7月の中央環境審議会の第10次答申においてE10に係る燃料規格が提言され、平成24年4月にE10等の燃料規格について、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」の告示等を改正した。	平成24年4月1日施行	03-3581-3351(代表)

構造特区第20次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
0920190	複数医療機関で一括治験受託	被験者の人権の保護、安全の保持等を確保するため、治験実施医療機関において 1)十分な臨床観察及び試験を行う設備及び人員を有している 2)緊急時に被験者に対して必要な措置を講ずることができる 3)治験責任医師等、薬剤師、看護師その他治験を適正に実施するために必要な職員が十分に確保されている こと等を要件とし、治験の依頼をしようとする者が治験の実施が可能と判断した実施医療機関との間で、契約が締結される。	治験は医薬品メーカーが開発医薬品の安全性、有効性、使用方法、使用容量等を人体で調査するため、医療機関に依頼してその試験を行っているが、医薬品メーカーは試験薬の公平性を保つためヶ所の医療機関で被験者が4～5例以上の試験が可能な医療機関を選定している。地方の中小の医療機関では症例適用要件に適合する被験者が1～2例と少ない医療機関が多く、これが地方の医療機関で治験が進まない原因となっている。この状況を踏まえ、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」第6条の医療機関の選定の範囲を治験特区については特例を設け、特区内の複数の同一治験医療機関をグループ化し1グループを1医療機関とみなし適用して治験受託を進めることとする。	厚生労働省	医薬食品局審査管理課	平成24年12月28日にGCP省令の改正、GCP運用通知の廃止及びGCP運用ガイドラインの発出を行い、臨床研究中核病院等を中心としたネットワークが窓口となり、複数の医療機関が連携して治験を行うことが可能であることは明示している。 例えばネットワークの共同事務局は、ネットワークの代表者・事務局、各実施医療機関の長及び治験依頼者等の関係者の合意があり、各々の役割や責任が明確であれば、治験の契約を一元的に行うことも可能であり、被験者組み入れの迅速化や組み入れ数の増加が期待される。	平成24年12月28日	03-5253-1111(代表)
1020080	農地利用集積円滑化事業実施主体を民間開放すること。	農地利用集積円滑化事業は、大きく分けて ① 売買、貸借の仲介を通じて自ら農地の権利主体となる農地売買等事業と、 ② 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について売り渡し、貸付け等を行う農地所有者代理事業からなっている。 このうち、 ア ①の農地売買等事業の実施主体については、売買、貸借の仲介を通じて自ら農地の権利主体となることから、農地法の農地取得の許可の特例であることを踏まえ、市町村、農業協同組合又は市町村会社に限定しているところであるが、 イ ②の農地所有者代理事業のみを行う実施主体については、自ら農地の権利を取得しないことから、上記に加え、非営利法人や営利を目的としない法人格を有しない団体も事業実施主体となることが可能。	民間事業者(株式会社等)が農業経営基盤強化促進法に基づく「農地利用集積円滑化団体」となることを認める	農林水産省	経営局農地政策課	農地所有者代理事業に関する事務について、判断行為(賃貸借契約の締結等)を除き、準備行為(貸し手及び受け手候補者の調査・意向把握等)及び事業行為(相談窓口の設置等)を対象として、農地利用集積円滑化団体(以下「円滑化団体」という。)から民間企業への事務委託を可能とするよう措置すること。このため、円滑化団体から民間企業への事務委託を可能とする通知改正を行い、全国的に民間企業への事務委託が可能である旨の周知徹底を図る。	平成25年4月	03-3502-8111(代表)
1220120	小規模水力発電の導入に係る水利占用許可申請の簡素化	総合特別区域法の施行により、地域活性化総合特別区域計画に定められた従属発電事業に係る水利権許可については、国土交通大臣の同意等が不要となっているところである。 また、二級河川の特定水利使用以外の水利使用に従属する発電水利については、国土交通大臣の同意は不要となっているところである。	灌漑用水などの水利使用に従属する小規模発電目的の水利使用について、従属元の水利使用の処分権者が都道府県知事である場合、大臣同意を要する「特定水利使用」の対象外とする	国土交通省	水管理・国土保全局水政課水利調整室 水管理・国土保全局河川環境課流水管理室	水防法及び河川法の一部を改正する法律(平成25年法律第35号)により、既許可の他の水利使用のために取水した流水等のみを利用する発電(従属発電)について、許可制に代えて登録制を導入する。 なお、登録制においては、大臣同意は不要となる。	平成25年内施行予定	03-5253-8111(代表)

構造特区第21次提案募集で提案されたもの

管理コード	要望事項(事項名)	制度の現状	求める措置の具体的内容	府省庁名	担当部局課名	取組の内容	取組の実現時期	問合せ先
090110	EPAIにより受入れた外国人介護福祉士候補者の受入れ促進	EPAIにより受入れた外国人介護福祉士候補者(就労コース)については、受入に関する厚生労働省告示(以下「受入指針告示」という。)により、受入施設の要件の1つとして「候補者を除いて法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと」とされており、職員等の配置の基準の算入対象とされていない。	介護保険施設等における、介護保険法等の人員基準(従業員の員数)において、EPAIにより受入れた介護福祉士候補者の勤務時間を介護職員として常勤換算できることとする。	厚生労働省	社会・援護局福祉基盤課	平成25年4月1日から、受け入れ施設で6ヶ月以上研修を行った外国人候補者等については、介護保険法等の人員基準に算定できるよう、告示の改正を行った。	平成25年3月	03-5253-1111(代表)